

令和元年 第9回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和元年8月16日(金) 午前10時02分～午前11時00分
- 2 開催場所 豊見城市立中央図書館 1階 集会室(大)
- 3 出席者
[委員]
教育長 教育委員4名

[事務局]
教育部長 学校教育課長 生涯学習振興課長 文化課長
学校教育課参事 中央図書館長 中央図書館図書館班長
学校教育課総務班長
- 4 欠席者 学校施設課長
- 5 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 6 議題及び議事の概要 次のとおり
- 7 議決事項
 - ・豊見城市指定有形文化財の諮問について
 - ・豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - ・豊見城市図書館基本計画策定委員会規則の制定について
 - ・平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について
- 8 教育長又は会議において必要と認める事項

第9回定例教育委員会 議事録

<p>教育長</p>	<p>それでは、これより第9回定例教育委員会を開催します。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に、4番委員の■■■■委員をお願いします。</p> <p>続いて、日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思いたすがよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、日程第3 教育長の業務報告になります。別添の資料をお願いします。</p> <p>7月22日、高千穂町長、甲斐町長が就任の挨拶に来ておりました。高千穂町は、サンエーにトマトの販売促進を強化していくということで、あわせてその前日には販売の対応もしたということで聞いております。</p> <p>7月23日、緊急校長会を開いております。</p> <p>7月25日、沖縄県退職校長会、教育の日の制定についての要請がありました。以前、伊良波中学校、長嶺中学校におられた■■■■校長、■■■■前那覇市教育委員長、そして特に市と関係を持った方々が教育の日の制定をしてくださいという要望が来たんですが、回答としましては、教育の日を制定して何をするかということが、なかなか議論して踏み込めないという状況があるということで、もう少し継続した検討をさせてほしいということを訴えています。</p> <p>7月26日、令和元年度第1回沖縄県都市教育長協議会の会議が開かれています。内容はスクールロイヤーについてと、登校時における児童生徒の安全確保について、2点について協議をいたしました。スクールロイヤーについては、必要性はあるという認識はあるものの、市で雇用している顧問弁護士で足りているというところが多くの市町村の状況でした。</p> <p>7月27日土曜日、みみぐすいトーク&ライブが開かれております。あわせて、姉妹都市交流事業としまして、美郷町から子どもたちが来ておりました。25名来ておりました。北郷と西郷のほうから来ておまして、南郷も一緒に交流したいという話もありました。</p> <p>7月28日、第12回豊見城市ハーリー大会が豊崎海浜公園で行われております。</p> <p>7月30日、第4回公判、那覇地方裁判所で行われました。</p> <p>8月1日、伊良波中学校空手、陸上、女子バレー部から大会の優勝報告がありました。</p>

	<p>8月2日、青少年国際交流事業の結団式、ハワイへ出発をしております。子どもたちも8日間の研修の日程を無事、過ごしております。</p> <p>8月10日土曜日、しまくとぅば子ども教室発表会、閉講式が豊見城中央公民館の中央ホールで行われました。</p> <p>以上が私の業務報告となります。</p> <p>続いて、日程第4 議案第26号から議案第30号まで、豊見城指定有形文化財の諮問について、以上5件を一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
文化課長	<p>文化課の[]です。よろしくお願いします。</p> <p>議案第26号から議案第30号まで、全て豊見城市指定有形文化財の諮問についてとなっております。市の指定文化財として指定するには、豊見城市文化財保護条例第4条第3項により、教育委員会は文化財保護審議会へ諮問しなければならないとなっております。今回、市指定文化財として指定することが望ましいと思われる貴重な歴史資料5点を、文化財保護審議会へ諮問するに当たり、それぞれ一点ずつを議案として上程しています。文化財保護審議会のほうは諮問を受けて、文化財の保存及び活用等に関する事項について調査審議し、教育委員会へ建議することになります。建議を受けた後、市指定文化財として指定するかどうかを教育委員会で審議することになります。今回諮問したい5点は、議案第26号が饒波の龕及び附属資料、それから議案第27号から議案第30号までの4点は、印部石となっております。5点とも市へ寄贈されたもので、現在の所有者、管理者は教育委員会となっております。</p> <p>それでは議案第26号から説明したいと思います。議案第26号の2ページ目をごらんになってください。指定申請書となっております。名称が、有形民俗文化財「饒波の龕及び附属資料」、それから所在地、所有者、管理者は、現在は教育委員会となっております。寸法が、長さ3メートル70センチ、高さ1メートル40センチ、幅が95センチ、重量は不明。製作年代は1952年。作者名 南風原町津嘉山出身者。宇高安の製作者と同一と聞いており、「高安誌」によれば「宮城普通」氏と想定されるが詳細については不明となっております。由来または沿革については3ページに書かれておりますが、提案理由と重複しますので提案理由のほうで説明します。</p> <p>1ページ目へお戻りください。龕とはかつて葬儀の際に死者を墓までに運ぶために使われた「輿」のことで、現在でいう霊柩車のようなものであります。本体には「蓮の花」や「お坊さん」等、仏教に関する絵が描かれています。また、屋根部分には「シャチホコ」や「鳥」などの装</p>

飾が描かれております。字饒波ではかつて野辺送り（ソーローウトゥム）の際、「龕」に死者を納めチューフーと呼ばれる担ぎ手たちによって家から墓まで運ばれていました。先の大戦で失われ、1952（昭和27）年に再建されましたが、火葬の普及により1967（昭和42）年頃を最後に使用されなくなっていました。2014（平成26年）に長年の役目を終えたため龕屋を取り壊し整備が行われたことに伴い、「龕」本体が豊見城市教育委員会へ寄贈されております。当該資料は当初、虫食い等で劣化が著しかったのですが、一括交付金を活用しまして、保存処理及び修復が2018（平成30）年度に終了しております。豊見城市の葬制と地域の関わりを知る上で貴重な資料であることから、市指定文化財として指定することが望ましいと思っております。

4 ページ目の同意書も、所有者は教育委員会名となっております。5 ページ目以降は、写真や関連資料を添付してございます。

続きまして議案第27号、こちらも2 ページ目をお願いします。名称は有形文化財（歴史資料）印部石「ニ かなは原」。所在地、所有者、管理者は教育委員会です。寸法が、高さ65センチ、幅24センチ、厚さ10センチ、重量36.6キロ、材質は細粒砂岩。俗に言うニービというものでできております。製作年代 18世紀（1737～1750年）、作者名 首里王府。由来または沿革 当該資料は細粒砂岩を加工した印部石である。1737年～1750年に行われた元文検地の測量の図根点（基準点）として使われたものである。ヤングチ（屋無垣）壕入口に置かれていたものを本市へ寄贈されております。

1 ページに戻って、提案理由です。印部石とは1737～1750年に行われた元文検地の際に測量に用いられた図根点（基準点）であります。別名「ハル石」とも呼ばれ、豊見城市内においては個人所有等を含めて17基確認されています。教育委員会では、現在7基保管しております。印部石は各間切（市町村）には約200～250基が置かれていたと言われ、カタカナや平仮名で「いろは…」の文字と原名（小地名）が記されています。印部石に描かれた原名は現在の小字名と同一のものもあれば、一致しないものもあります。印部石は首里王府による土地調査事業である元文検地の頃に製作・設置されたと考えられ、当時の豊見城市で行われた元文検地の状況を知る上で貴重な歴史資料であることから市指定文化財として指定することが望ましいと思われるということで、諮問したいと思っております。

こちらもあとは同意書と写真、関係資料が添付されております。

議案第28号、2 ページ目をお願いします。名称が、有形文化財（歴史

	<p>資料) 印部石、こちらは「ロ めさしふ原」。寸法が、高さ42センチ、幅29センチ、厚さ11センチ、重量25.5キロ。材質は、同じく細粒砂岩です。製作年代、作者名は同じです。こちらのほうは、根差部公民館に保管されていたものを、本市へ寄贈されております。</p> <p>議案第29号をお願いします。議案第29号も2ページ目です。こちらと同じく印部石で、こちらは「ヌ めさしふ原」。寸法が、高さ77センチ、幅30センチ、厚さ11センチ、重量44キロ、材質は細粒砂岩。製作年代、作者名は同じです。こちらは嘉数公民館に保管されていたものを、2002年に市へ寄贈されております。</p> <p>議案第30号の2ページ目です。こちらは印部石で、「い をなか原」となっております。寸法が、高さ67センチ、幅34.5センチ、厚さ12センチ、重量35.6キロ、材質は細粒砂岩。製作年代、作者名は同じです。由来としましては、こちらは保栄茂の土地改良区で発見された後、翁長公民館にて保管されていたものを、2002年に市へ寄贈されております。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは一旦、休憩をしたいと思います。</p> <p>休憩します。</p>
	<p>休 憩 (10時15分)</p> <p>再 開 (10時35分)</p>
教育長	再開します。
教育長	<p>議案第26号から議案第30号まで、豊見城市指定有形文化財の諮問について、以上5件の説明がありました。この内容について質問がありましたら、委員の皆様は挙手をお願いしたいと思います。どうぞ確認とか、あるいはわからないという部分がありましたら、一緒に質問をお願いしたいと思います。</p> <p>特に質問がなければ進めたいと思いますが、よろしいですか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは、議案第26号 豊見城市指定有形文化財の諮問について、提案どおり決定したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、議案第27号 豊見城市指定有形文化財の諮問について、提案どおり決定したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。

	<p>続いて、議案第28号 豊見城市指定有形文化財の諮問について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>続いて、議案第29号 豊見城市指定有形文化財の諮問について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>続いて、議案第30号 豊見城市指定有形文化財の諮問について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>日程第5 議案第31号 豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
文化課長	<p>文化課、 です。よろしくお願いします。</p> <p>豊見城市図書館基本計画を策定するに当たり、計画策定委員会を設置するという新規制定が次の議案にあります。その策定委員会の設置に伴いまして、豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が必要となったことで、本案を提出しております。</p> <p>2ページ目をお願いします。第1条が、豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。別表の教育委員会の項を次のように改めるということで、表の中の一番下、「豊見城市図書館基本計画策定委員会 豊見城市図書館基本計画の策定に関すること。」こちらを追加してございます。</p> <p>そして第2条が、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというので、上の表が旧のものです。93、94。その間に下の「94 豊見城市図書館基本計画策定委員会委員 日額5,000円」こちらを追加しまして、もともとの94を95に下げしております。</p> <p>「この条例は、公布の日から施行する。」となっております。以上です。</p>
教育長	<p>ただいま議案第31号の説明がありました。この内容について質問がありましたら、委員の皆さんは挙手でお願いしたいと思います。</p> <p>図書館基本計画策定を今回行うということが前提としてあります。</p>
文化課長	<p>次の議案になっております。</p>
教育長	<p>その中で一緒に附属機関の設置と審議会と報酬という形になっているので、まず基本計画を策定するというを前提に説明しているということを委員の皆さん、ご理解願いたいと思います。基本計画の中身につ</p>

	<p>では、次の段階で大枠は説明させますので、質問がありましたら、あるいは議論等がありましたらどうぞ。 進めてよろしいですか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは進めさせていただきたいと思います。 議案第31号 豊見城市附属機関の設置に関する条例及び非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。 日程第6 議案第32号 豊見城市図書館基本計画策定委員会規則の制定についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
文化課長	<p>文化課、 です。よろしく申し上げます。 2ページ目をお願いします。制定の背景としまして、図書館は、社会変化等による図書館に対するニーズや地域課題の複雑化及び多様化に対応する必要があります。本市では、平成8年に中央図書館を開館した際、豊見城村立中央図書館基本計画・建設計画を平成5年に策定しておりますが、それから26年が経過している状況であります。本市の将来像、サービス及び整備・運営等に関する長期的な計画を示すため、図書館基本計画を策定したいと思っております。豊見城市図書館基本計画策定委員会を設置したいということで、新たに規則を制定したいと思います。 4ページ目をお願いします。第1条、趣旨。豊見城市図書館基本計画策定委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。第2条は担当事務です。委員会は、豊見城市教育委員会の諮問に応じ、図書館基本計画の策定について審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。第3条で組織について規定しています。第4条で任期について規定しています。第5条は委員長及び副委員長について、第6条は会議についての規定となっております。第7条は意見の聴取等ということで、必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。第8条、庶務。委員会の庶務は、教育部中央図書館において処理する。第9条は委任です。この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるとしてあります。 附則 この規則は、公布の日から施行する。以降、最初に開かれる委員会の会議は、教育委員会のほうで招集するというようにしております。 以上で説明を終わります。</p>

教育長	<p>図書館基本計画の策定に関する規則の設置について、この内容等の説明については理解はしやすいけれども、基本計画の策定の概要、大まかな概要だけでもいいから少し説明できたらもっと理解が早くなるので、大まかな内容でいいので、いいですか。じゃあ説明をお願いします。</p>
図書館班長	<p>中央図書館班長の■■■■と申します。</p> <p>基本計画の内容につきましては、ちょっとイメージしていただきやすいものが、市役所で言えば都市計画マスタープランというものがあまして、都市計画に関するいろんな基本方針というのが示されています。あと、各事業化ですね。こういう課題があつて、こういう施策をしますというのが都市計画マスタープランで策定されているんですけども、それと同じような流れで、まずは平成5年に策定した豊見城村立中央図書館の建設計画の時点から約26年経過しておりますので、社会的な状況というのが大分変わっているかと思ひます。また、市民のニーズにつきましても、いろいろ変化があろうかと思ひておりますので、まずは現状把握というところで市民アンケートとか、今の社会情勢の分析というのを行ひまして、現状の整理をしたいと思ひております。あわせまして、今、中央図書館のほうで行つております図書館奉仕活動についての評価もあわせて、現状評価をしたいと思ひております。また、これらの現状評価に関して、今後進めていくべき図書館建設についてというものを、基本的な方針を示しまして、そこからこの基本的な方針をもとに、施策というものを立案していきたいと思ひております。大まかには以上でございます。</p>
教育長	<p>ただいま図書館基本計画の概要についての説明がありました。それを進めるために基本計画の策定委員会を開くという内容ですので、委員の皆さんは流れをご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>それでは議案第32号 豊見城市図書館基本計画策定委員会規則の制定について質問がありましたら、委員の皆さんは挙手をお願いしたいと思ひます。</p>
1 番委員	<p>今、説明がありましたが、図書館基本計画策定までのタイムスケジュールと申しますか、いつごろから始まつて、いつごろまでにできるというスケジュールはもう決まつているんですか。</p>
図書館班長	<p>計画策定のスケジュールと申しましては、2カ年を予定しております。また、今年度は現状把握を考えているのでアンケート調査をやつたり、ニーズというものを主に行つていきたいと思ひております。次年度以降は、基本方針であつたり、各施策のあたりも整理をしていきたいと思ひております。以上です。</p>

教育長	ほかに質問はありませんか。
2番委員	質問ではないのですが、確認したいと思います。 今、基本計画策定に当たり、新たに入れたというのが評価の件でしたか。この評価ということに対して、大変いいなと思います。ぜひそれを踏まえて、改善できていったらすごくいいなと思います。以上です。
教育長	ほかに質問はありませんか。 追加して説明したいことは、特にありませんか。 わかりました。進めたいと思います。 議案第32号 豊見城市図書館基本計画策定委員会規則の制定について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 続いて、日程第7 報告第9号 平成31年度全国学力・学習状況調査の結果についてであります。事務局より報告をお願いしたいと思います。一旦、これは休憩したいと思います。
	休 憩 (10時50分) 再 開 (10時54分)
教育長	再開します。 報告第9号 平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について報告がありました。この内容について質問がありましたら、委員の皆さんは挙手をお願いしたいと思います。確認でも構わないので、どうぞ。
2番委員	ちょっとお願いごとなのですが、推移が少しあるといいかなと思いました。学校でのことなのですが、この学年はすごいいい学年であったり、ちょっと落ち込んでいるというのがあったけれども、それが中学校までどのように影響していくのかなと、少しそういう気持ちがあったので、もし今の推移が何年か前からあるともっといいかなと思いました。
学教参事	わかりました。これは次回に。
2番委員	もしあるようでしたら。以上です。
教育長	ほかに何かありませんか。進めてよろしいですか。 それでは報告第9号 平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について、報告を終わります。 続きまして、その他ですが、事務局より説明をお願いします。
事務局	ではその他で、次回の定例教育委員会の開催についてお知らせしたいと思います。 事務局案のほうで9月24日火曜日の13時30分からということで開催したいと思っておりますが、委員会のほうはいかがでしょう。9月は市

	議会の定例会が予定されていますので、その日程でちょっと9月24日というふうにご提案させていただきたいと思います。 最終本会議は26日とお伺いしています。
教育長	日程については、提案どおりでよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	その日程でお願いしたいと思います。 これで議事は終わりですので、閉めたいと思います。 それでは、これをもちまして、第9回定例教育委員会の日程を終了します。ご苦労さまでした。

(署名欄)

教育長 照屋 堅二

4番委員 惣慶 貴子